

外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱

制定 平成28年10月11日付け28生産第1074号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
改正 平成30年2月1日付け29生産第1881号
改正 平成31年2月7日付け30生産第1752号
最終改正 令和2年1月30日付け元生産第1511号

第1 趣旨

令和元年12月5日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国産農林水産物の競争力を強化し、輸出等需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進することが必要となっている。

近年、安全・安心な国産農畜産物を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加している。

このため、国産農畜産物を取り扱う外食・中食・加工業者等（以下「外食・加工業者等」という。）を対象に、国産農畜産物を活用した新商品の開発、製造等を可能とする製造加工技術の開発等の取組を支援することとする。

第2 事業の種類等

外食産業等と連携した需要拡大対策事業（以下「本事業」という。）において実施する事業の内容及び事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第3 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の変更（生産局長等が別に定める重要なものに限る。）については、1の規定を準用する。

第4 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第5 報告

事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、本事業の実施状況等を報告するものとする。

第6 収益の報告及び納付

- 1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、本事業の実施に伴う収益の状況を報告するものとする。

- 2 生産局長等は、本事業の実施により事業実施主体又は外食・加工業者等に相当の収益が生じたことが認められるときは、生産局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第7 国による助言等

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業費の低減

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。
- 2 本事業の実施に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成28年10月11日付け28生産第1074号）

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成30年2月1日付け29生産第1881号）

- 1 この改正は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成31年2月7日付け30生産第1752号）

- 1 この改正は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和2年1月30日付け元生産1511号）

- 1 この改正は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例によることとする。

別表 1 (第 2 関係)

事業の種類	事業の内容	補助率	事業実施主体	補助要件	その他
1 外食産業等 と連携した農 産物の需要拡 大対策事業	1 生産者と外食・加工業者等と の連携体制の構築等 (1) 全国推進会議の開催 (2) 外食・加工業者等の公募選 考会の開催 (3) 生産者等と外食・加工業者 等とのマッチング会の開催 (4) 新商品の開発等のための専 門家による助言及び指導 (5) 試作品の試食会、商談会等 の開催	定額	生産局長及び政策 統括官が別に定める 公募要領により選定 された団体とする。	生産局長 及び政策統 括官が別に 定める要件 を満たして いること。	事業実施主体 は、事業の内容 欄の 1 に掲げ る事業を実施 するに当たり 、当該公 募要領に おいて選 定された外 食・加工業 者等に対し 、同様の 事業を行う ものとする。
	2 外食・加工業者等による新商 品の開発等 (1) 新商品の開発・試作 ア 新商品の開発のための検 討会の開催 イ 新商品の開発のための市 場調査の実施 ウ 新商品の開発に必要な試 作、開発又は改良した機械 を用いた試作品の製造、試 作品に係るパッケージの開 発等 エ 試作品に係る評価検討会 の開催	定額			
	(2) 新商品の製造等に必要な機 械の開発、改良等	1/2 以内			
	(3) 試作品のプロモーション ア 試作品の P R のためのパ ンフレット等の作成	定額			

	イ 試作品の試食会、商談会等の開催 (4) 原料原産地表示 ア 新商品の原料原産地表示に向けた検討会の開催 イ 新商品の原料原産地表示に必要な機器のリース導入 (5) 情報の発信 訪日外国人や海外消費者にとって新規性のある新商品のPRのための各言語によるインターネットサイトの制作やSNSを活用した情報発信等	定額 1/2以内 定額			
2 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業	1 技術・機械開発等推進事業 (1) 全国推進会議の開催 (2) 外食・加工業者等の公募選考会の開催 (3) 畜産経営体等と外食・加工業者等とのマッチング会の開催 (4) 技術及び機械の開発のための専門家による助言及び指導 2 技術・機械開発等実証事業 (1) 検討会の開催 (2) 市場調査の実施 (3) 技術・機械等の開発等 ア 技術の開発 イ 技術の開発に必要な機械の改良及び新たに開発した機械の導入・設置 ウ アの事業により開発した技術を用いた試作品の製造 エ イの事業により導入又は改良した機械で製造し	定額 定額 1/2以内	生産局長が別に定める公募要領により選定された団体とする。	生産局長が別に定める要件を満たすこと。	事業実施主体は、事業の内容の1欄に掲げる実施する事業と業をもに、当該公募により選定し、同等の2に掲げる欄の業によるものとする。

	た加工品の原料原産地表示に必要な機器等のリース導入			
(4)	試作品のプロモーション	定額		
ア	(3)のウで製造した試作品のPRに係るパンフレット等の作成、インターネットサイトの制作、SNSを活用した情報発信等			
イ	(3)のウで製造した試作品を用いた試食会の開催、商談会への出展等			

別表 2（第 3 関係）

外食産業等と連携した需要拡大対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の事業実施主体（青果物及び茶等工芸農作物並びにこれらを主な原料とする加工品に係るものに限る。）	生産局長
外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の事業実施主体（青果物及び茶等工芸農作物並びにこれらを主な原料とする加工品に係るものを除く。）	政策統括官
外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の事業実施主体	生産局長